サービス利用契約書(重要事項説明書)

社会福祉法人 五常会 特別養護老人ホームニツ森

指定介護老人福祉施設利用契約書

______(以下「利用者」という。)と特別養護老人ホーム二ツ森(以下「施設」という。)は、施設が利用者に対して提供する指定介護老人福祉施設サービス(以下「施設サービス」という。)について、次のとおり契約します。

(契約の目的)

第1条 この契約は、利用者が可能な限りその居宅における生活に復帰できることを念頭において、施設が利用者に対し、入浴、排泄、食事などの介護、相談および援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の介助、機能訓練、健康管理および療養上の介助を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする施設サービスについて定める。

(施設サービスの内容)

- 第2条 施設は、別紙重要事項説明書に定める内容の施設サービスを提供します。
- 2 施設サービスの提供は、施設の生活相談員、看護職員、介護職員などの従業員が行います。
- 3 施設は、施設サービスの提供にあたっては利用者の要介護状態区分に従って、また利用者 の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会の意見に配慮して 施設サービスを提供します。
- 4 施設は、入浴、排泄、おむつ交換、離床、着替え、整容等の介護にあたっては、利用者の自立支援および日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行います。
- 5 施設は、利用者の食事に関し、利用者の栄養、身体状況および嗜好を考慮するとともに、 適切な時間に食事を提供します。また、利用者の食事はできるだけ離床して食堂で行われる よう努めます。
- 6 施設は、施設サービスの提供にあたっては、利用者及び他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(契約期間)

- 第3条 この契約は、契約締結日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の7日前までに利用者から施設に対して文書による解約の申し出がない場合、 契約は自動更新されるものとします。

(施設サービス計画)

- 第4条 施設は、次に掲げる事項を施設の介護支援専門員に担当させます。
 - (1) 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者またはその家族の意向を踏まえた上で施設サービスの目標およびその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。
- (2) 介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、施設サービス計画の実施状況

の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い必要に応じて施設 サービス計画の変更を行います。

(3) 介護支援専門員は、施設サービス計画を作成または変更したときは利用者またはその 家族に施設サービス計画の内容を説明し同意を得ます。

(相談および援助)

第5条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め利用者またはその家族の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

(健康管理)

第6条 施設の嘱託医師または看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持の為の適切な措置を講じます。

(入院期間中の取り扱い)

- 第7条 施設は、利用者が病院または診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後3 ケ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者またはその家族の希望等を勘 案し、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居することができる よう配慮します。
- 2 利用者が病院または診療所に入院した場合は、初日及び最終日を除き、1ヶ月につき6日 以内を限度(月をまたがる場合は、各月6日を限度)として別に定める利用料金(入院、外 泊加算の本人負担分)を施設に支払うものとします。
- 3 前号の日数を超える場合は、所定の居室料金を施設に支払うものとします。但し、利用者 が当該居室を短期入所生活介護の居室として活用することに合意し施設が実際に利用した 場合は、居住費を支払う必要はありません。

(退居時の援助)

- 第8条 施設は、契約が終了し利用者が退居する際は、利用者またはその家族の希望、利用者 が退居後に置かれることとなる環境等を考慮し、利用者の円滑な退居のために必要な援助を 行います。
- 2 施設は施設サービスの提供終了(解約の場合も含みます。)に際し、終了の旨の内容を速やかに居宅介護支援事業者に連絡します。

(秘密の保持)

- 第9条 施設は、正当な理由がない限りその業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する義務を負います。
- 2 施設は、従業員が退職後、正当な理由がない限り在職中知り得た利用者またはその家族の 秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

(個人情報の保護)

第10条 施設は、施設サービスを提供する上で知り得た利用者またはその家族に関する秘

- 密・個人情報についてはサービスの提供等業務遂行に必要な場合を除き、契約中および契約終了後も 第三者に漏らすことはありません。
- 2 前項の「サービスの提供等業務遂行に必要な場合」とは、次のとおりです。
 - ・居宅介護支援専門員ならびにサービス提供事業者等との連絡調整において必要となった場合。
 - ・サービス提供に関して主治医および保険者の意見を求める必要のある場合。 上記以外に個人情報を用いる場合は別に同意書による同意を得た上で提供します。 情報提供にあたって、個人情報の提供は必要最低限とし、関係する者以外の者に漏れること のないよう注意し、情報を用いた会議の内容、参加者等について記録を行います。
- 3 施設は、利用者の個人情報について施設が定める個人情報保護方針および個人情報の利用 目的に従い適切に扱われるよう必要な措置を講じます。
- 4 利用者は、個人情報について施設が定める個人情報保護方針および個人情報の利用目的をよく理解し、個人情報の利用に同意します。

(利用料金)

- 第11条 利用者は、施設サービスの対価として施設に別表(利用料金表)に基づいて計算された金額を支払うものとします。但し、利用者の被保険者証に支払方法の変更の記載(利用者が保険料を滞納している為、償還払いになる旨の記載)があるとき等は、利用者またはその家族は一旦費用の全額を施設に支払います。
- 2 施設は、当月の利用料金の合計額の請求書を、翌月10日までに利用者またはその家族に 送付します。
- 3 利用者またはその家族は、当月の利用料金の合計額を翌月27日までに支払います。
- 4 施設は、利用者またはその家族からの利用料金の支払を受けたときは利用者またはその家族に領収証を発行します。ただし、特別申し出のない限り次月の請求書と同時に発送します。
- 5 利用者またはその家族は、介護保険の適用範囲を超えた部分のサービスの利用については、 費用の全額を施設に支払います。
- 6 第1項但し書きにより利用者またはその家族が費用の全額を施設に支払った場合、施設は、利用者またはその家族にサービス提供証明書を発行します。利用者またはその家族は、この証明書を後日市町村の窓口に提示すれば払い戻し(支払った全額より居住費、食費、その他の諸費用を差し引いた金額)を受けることができます。
- 7 施設は、利用者またはその家族が希望する特別な食事の提供に要する費用、その他介護保 険給付費対象外日常生活費用を利用者またはその家族に請求できます。施設サービスの提供 にあたっては予め利用者またはその家族に対し、施設サービスの内容および介護保険給付費 対象外日常生活費用について説明をおこない、利用者またはその家族にAセット・Bセット のどちらかを選択していただきそのセット内容の提供について同意を得ます。
- 8 施設サービス利用料金について、介護給付費体系の変更、介護保険給付費対象外日常生活 費用に変更があった場合、施設は当該利用料金表を変更することができます。
- 9 各加算は、加算要件に該当すれば加算算定の手続きを行うとともに、利用者またはその家族に加算算定の内容説明文を送付することとします。
- 10 利用者またはその家族は前項の変更に同意することができない場合は、本契約を解約す

ることができます。

(契約の終了)

- 第12条 利用者またはその家族は、30日以上の予告期間をおいて文書で事業者に通知する ことによりこの契約を解約することができます。但し、次の事由に該当する場合に は、利用者またはその家族は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約す ることができます。
 - (1) 施設が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
 - (2) 施設が守秘義務に違反したとき。
 - (3) 施設が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。
 - (4) 施設が閉鎖したとき。
- 2 施設は、やむを得ない事情がある場合には利用者またはその家族に対し、30日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。但し、次の事由に該当する場合には文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
- (1) 利用者またはその家族が施設に支払うべきサービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し、期限を決めて再三催告したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料金の支払いがないとき。
- (2) 利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない、または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。
- (3) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めるとき。
- 3 次の事由に該当する場合この契約は自動的に終了します。この場合施設は損害補償義務を 負わないものとします。
- (1) 利用者が他の介護保険施設に入院または入所した場合。
- (2) 利用者の要介護認定区分が非該当(自立)または要支援と認定された場合。
- (3) 利用者が死亡した場合。(契約の終了に伴う他の事業者との連携)
- (4) 利用者が胃ろうを造設した場合、経鼻栄養になった場合。
- (5) 利用者が日常的に医療行為を必要とする場合。

(契約の終了に伴う他の事業者との連携)

第13条 施設は、利用者が退居する際には居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他 保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と密接な連携を図るものとします。

(損害賠償)

- 第14条 施設は、施設サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 施設は、施設サービスを提供する上でこの契約の条項に違反し、または事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産などに損害を与えた場合には、第12条3項の規定を除き、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

3 利用者は退居するとき、その退居日当日まで使用していた居室および備え付けの備品等に 破損が認められその破損が明らかに当該利用者の過失による破損と施設が認めた場合に当該 利用者またはその家族はその修繕に必要となる費用等を負担するものとします。

(情報の保存)

- 第15条 施設は、利用者に対する施設サービスの提供に関する記録等を整備し、整備した日から5年間は保存します。
- 2 利用者またはその家族は、施設の営業時間内にその事業者内にて、利用者に関する記録等を閲覧できます。

(苦情処理)

- 第16条 利用者またはその家族は、施設が提供した施設サービスに関する苦情がある場合は、いつでも別紙重要事項説明書に記載されている苦情相談窓口に苦情を申し立てることができます。施設は、苦情が申し立てられたときは、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じます。
- 2 施設は、利用者またはその家族が苦情申し立てをした場合に、これを理由として利用者に対し、一切の差別待遇をしません。

(裁判管轄)

第17条 利用者またはその家族および施設は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の所在地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

(その他)

- 第18条 この契約に定めのない事項については、介護保険法その他の関係法令に従い、利用 者またはその家族および施設が信義に従い誠実に協議して決定します。
- 2 利用者の状態報告、書類郵送、通院、入院、退院等の相談は、利用者家族とします。

指定介護老人福祉施設 重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1)	事業者の名称	社会福祉法人 五常会
(2)	所在地	岐阜県中津川市瀬戸1387番地8
(3)	電話番号	0 5 7 3 - 6 5 - 3 1 4 1
	FAX番号	0 5 7 3 - 6 5 - 5 1 7 8
(4)	代表者職氏名	理事長 土屋 大二郎
(5)	設立年月日	昭和59年1月14日
(6)	施設の名称	特別養護老人ホーム 二ツ森
(7)	施設の所在地	岐阜県中津川市福岡1693番地608
(8)	電話番号	0 5 7 3 - 7 2 - 4 0 0 1
	FAX番号	$0\ 5\ 7\ 3-7\ 2-4\ 0\ 3\ 2$
(9)	介護保険事業者番号	第2171500719号
(10)	指定年月日	平成19年10月1日
(11)	交通の便	北恵那バス福岡総合事務所前停留所下車 タクシーで5分

2. 施設の職員の概要

職種	員 数		勤務の	体 制	
管 理 者	1人	常勤専従	1人	非常勤	人
医 師	1人	常勤	人	非常勤	1人
生活相談員	2人	常勤兼務	2人		
看護職員	4人	常勤兼務	1人	非常勤専従	2人
		常勤専従	1人		
介 護 職 員	3 3 人	常勤専従	22人	非常勤専従	11 人
訓練指導員	1人	常勤兼務	人	常勤兼務	1人
栄 養 士	1人	常勤兼務	1人		
介護支援専門員	1人	常勤兼務	1人		

(職務内容)

- 一、 施設長 1人
 - 施設長は職員等の管理及び業務管理を一元的におこなう。
- 二、 医師(嘱託医) 1人 利用者に対し健康管理及び療養上の指導をおこなう。
- 三、生活相談員 2人

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切な施設サービスが提供されるよう、事業者内のサービス調整、居宅介護支援事業者等他の期間との連携において必要な役割を果たす。

四、看護職員 4人 (併設ショートステイ兼務4人・うち機能訓練指導員兼務1人)

利用者の保健衛生並びに看護業務をおこなう。

五、介護職員 33人(併設ショートステイ兼務33人)

介護職員は、施設生活介護の提供にあたり、利用者の心身の状況等を的確に把握し、 利用者に対し適切な介助をおこなう。

六、機能訓練指導員 1人(看護職兼務)

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練をおこなう。

7、栄養士 1人

食事の献立チェック、栄養計算、利用者に対する栄養指導を行う。

八、調理員 (業者委託) 利用者への食事提供。

九、事務員 1人

必要な事務全般をおこなう。

十、介護支援専門員 1人

施設サービス計画を作成し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する。

3. 施設の設備の概要

定員	60人 (うち併設短期入所生活介護・予防含む 定員5人)
居 室	13.01 ㎡ (4 室) 13.27 ㎡ (4 室) 13.32 ㎡ (32 室)
	13.36 ㎡ (4 室) 13.37 ㎡ (16 室)
浴 室	1カ所
	特殊浴槽 1台 リフト浴 1台
食堂および談話室	2階 3カ所 3階 3カ所
機能訓練コーナー	1カ所
その他	理髪室 1カ所 トイレ 2階 3カ所 3階 3カ所
	居室トイレ 2室ごとに1カ所ずつ配置

4. 介護福祉施設サービスの運営方針

- (1)介護の理念である安全性、継続性、自己決定、選択の自由、能力の活用を基本に、利用者の権利を守り、一人ひとりが生きがいをもって生活できるよう支援します。
- (2) 多様な在宅福祉ニーズに対応するため併設する在宅部門はもとより、地域の関係機関と連携し地域における高齢者福祉の一翼を担っていきます。
- (3) 地域とともに、地域に根ざした開かれた施設を目指します。

5. 利用料金

- (1) 別表(利用料金表)に示す金額を負担していただきます。ただし、介護保険の給付の範囲を越えた部分のサービスについては、全額自己負担となります。
- (2)入院又は外泊は、1ヶ月1回の入院、外泊で7泊(6日分)を超える場合と、1回の入院・外泊で月をまたがるときで最大で連続13泊(12日分)を超える場合は超えた

日数分の居住費は自己負担となります。

6. 料金の支払い方法

(1)利用者またはその家族が事業者に支払う料金の支払方法については月ごとの精算とします。毎月10日までに前月分ご利用いただいたサービス利用料金の請求をしますので、翌月27日までにお支払いください。支払方法は、原則口座振替になります。

(2) キャンセル料

利用者またはその家族のご都合により施設サービスをキャンセルした場合には、下記の料金をいただきます。キャンセルする場合は、至急施設に連絡してください。

ア 入居前のキャンセルの場合

入居日の前日の午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
入居日の前日の午後5時までにご連絡がなかった場合	1日分の利用料金

イ 利用中のキャンセルの場合

利用者またはその家族が中途退居を希望する場合などは、退居までの利用料金を支払っていただきます。

(3) その他

利用者の被保険者証に支払方法の変更の記載(利用者が保険料を滞納している為、サービスの提供を償還払いとする旨の記載)があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合施設でサービス提供証明書を発行しますのでこの証明書を後日、市町村の窓口に提出して差額の払い戻しを受けてください。

7. サービスの利用方法

(1) 利用開始

ア 施設にお電話いただき、担当職員が施設サービスの内容についてご説明します。空き部屋があれば入居いただけます。

イ この説明書により利用者またはその家族から同意を得た後、施設の介護支援専門員 が施設サービス計画を作成し、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

ア 利用者またはその家族のご都合でサービスを終了する場合 サービスの終了を希望する30日前までに、文書により申し出て下さい。

イ 施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合はサービス終了日の30日前までに、文書により利用者またはその家族に通知します。

ウ 自動終了

次の事由に該当する場合この契約は自動的に終了します。この場合、施設は損害補償 義務を負わないものとします。

- (1) 利用者が他の介護保険施設に入所した場合。
- (2) 利用者の要介護認定区分が非該当(自立)または要支援と認定された場合。
- (3) 利用者が死亡した場合。

- (4) 利用者が胃ろうを造設した場合、経鼻栄養になった場合。
- (5) 利用者が日常的に医療行為を必要とする場合。

エ その他

- ・施設が、正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者またその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、施設が閉鎖した場合、利用者またはその家族が文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。
- ・利用者またはその家族がサービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し、支払いの催告を 再三したにもかかわらず支払わないとき、利用者が施設に対してこの契約を継続し がたいほどの背信行為を行った場合は、文書で利用者またはその家族に通知するこ とにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。
- ・平成27年4月1日以降の入所者の要介護度が介護保険更新認定により要介護2以下になった場合は退所の対象となります。この場合特例入所判定会議の判定で引き続き入所が妥当と判断されれば引き続き利用できます。

8. サービス利用に当たっての留意事項

○ 面会:面会時間 10:00 ~ 20:00

来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。

来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を得てください。

- 外出、外泊:外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅日時を職員に申し出てください。
- 喫煙:ホーム内の決められた場所で、ご自分の健康のこと、周囲の方への配慮をお願いします。
- 設備、器具の利用:大事に利用してください。故意に損傷した場合など賠償をお願い する場合もあります。
- 金銭の管理:原則自己管理またはご家族に管理をお願いします。施設での管理を希望 される方には、対応させていただきますが、一定の管理料を頂くことになります。
- 所持品の持ち込み:ご自分の部屋として、管理のできる範囲で、所持品を持ち込むことができます。
- 宗教活動:信仰の自由を尊重します。他の方への強制勧誘はお断りします。
- ペット:事業所内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
- 迷惑行為:暴言、暴力など他の方の迷惑になる行為については、慎んでください。
- 9. サービスの内容と利用料金

施設が利用者に提供するサービスは以下のとおりです。

内容:食事	整容	排泄の援助	機能訓練
入浴・清拭	健康管理	特別な食事	理美容
着替え	離床	預かり金の管理	その他

- 利用料金については、別表(利用料金表)のとおりです。
- サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法について、利用者またはその

家族に分かりやすいように説明します。

○ サービスの提供に用いる設備、器具については安全、衛生に注意を払い特に利用者の 身体に接触する設備、器具については、サービスごとに消毒したものを使用します。

10. 協力医療機関

利用者が診療を必要とする場合の施設の協力医療機関は以下のとおりです。

	, = , = ,,, , , ,			
協力医療機関	名称	深谷医院		
(嘱託医)	連絡先	岐阜県中津川市福岡1068		
		0573-72-2009		
協力医療機関	名称	国民健康保険坂下診療所		
	連絡先	岐阜県中津川市坂下722-1		
		0573-75-3118		
協力医療機関	名称	総合病院中津川市民病院		
	連絡先	岐阜県中津川市駒場1522-1		
		$0\ 5\ 7\ 3-6\ 6-1\ 2\ 5\ 1$		
協力医療機関	名称	木村眼科		
	連絡先	岐阜県中津川市手賀野400-1		
		0573-65-7880		
協力歯科医療機関	名称	白井歯科		
	連絡先	岐阜県中津川市福岡1101-1		
		0 5 7 3 - 7 2 - 5 7 1 1		
協力精神科医療機関	名称	大湫病院		
	連絡先	岐阜県瑞浪市大湫町121		
		0 5 7 2 - 6 3 - 2 2 3 1		

11. 苦情処理

利用者またはその家族は、施設サービスの提供についていつでも苦情を申し立てることができます。利用者またはその家族は施設に苦情を申し立てたことにより、何らかの差別待遇を受けることはありません。

苦情相談窓口担当者 介護支援専門員兼相談員 楯 敦夫 相談員 早川 陽介

 苦情解決責任者
 施設長
 糸魚川
 謙一

 0573-72-4001

この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口に苦情を申し立てることができます。

中津川市福岡総合事務所	所在地	岐阜県中津川市福岡716-1-3
(福祉課)	電話番号	0 5 7 3 - 7 2 - 2 1 1 1
岐阜県社会福祉協議会	所在地	岐阜県岐阜市下奈良2-2-1
	電話番号	$0\ 5\ 8-2\ 7\ 8-5\ 1\ 3\ 6$
国民健康保険団体連合会	電話番号	0 5 8 - 2 7 5 - 9 8 2 6
国民健康体陕凹冲建石云	受付時間	平日 9時00分~17時00分

12. 高齢者福祉サービス事業所における第三者評価の受審状況

当事業所では、平成30年4月の介護保険制度改正にて推奨される、第三者評価調査機関による福祉サービス第三者評価を受審しておりません。

- 13. (緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続き)
- (1) 利用者個々の身体の状況を勘案し、疾病、障害を理解した上で身体拘束をおこなわないケアの提供をすることが原則です。しかし、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、最低限度の身体拘束を行うことがあります。
- ①切迫性:利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性 が著しく高いこと。
- ②非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
- (2) 利用者本人または他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを 得ず身体拘束を行う場合は十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも拘束 をしない危険性が高い場合で、切迫性、非代替性、一時性の3要件の全てを満たす場 合のみ、利用者またはその家族への説明同意を得て行います。また、身体拘束を行っ た場合はその状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除す べく努力いたします。
- 14. (事故発生時と容態急変時の対応について)
- (1) 事故発生時
 - ①応急処置を行い、怪我の程度により、嘱託医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、 医療機関への受診をします。緊急時は、救急搬送し身元引受人には、事故の状況 報告をします。
 - ②事故原因を追究するとともに、再発防止に取り組みます。
- (2) 容態急変時
 - ①応急処置を行うとともに、速やかに救急車要請を行います。
 - ②ご家族には、症状の報告と搬送先の連絡をします。

- 15. (非常災害時の対応について)
- (1) 非常災害その他緊急の事態に備えて必要な設備を設け、防災及び非難に関する計画を作成します。
- (2) 非常災害に備え、職員及び入居者に周知徹底を図るため、年2回以上必要な訓練等を実施します。

以上の契約を証するため、「サービス利用契約書(重要事項説明書)」を確認し双方記名押 印の上、各自その1通を所持します。

						_		年	月	日
利用者	住所									
	氏名					<u>ED</u>				
保証人										
	住所									
	氏名					(FI)				
事業者	所在	三地	岐阜県中海	津川市福岡	1693 番地	± 608				
	名	称	社会福祉 特別養護老							
代表者	氏	名	施設長							
			契約担当者				(EII)			